

河口堰管理所多目的トイレ立水栓取替業務 仕様書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所（以下「機構」という。）が発注する河口堰管理所多目的トイレ立水栓取替業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 概要

1. 本業務は、利根川河口堰管理所多目的トイレにある立水栓について、既設部品を規格に見合った部品に取替等を行うものである。なお、作業にあたっては、正常に機能することを確認すること。
2. 業務場所
千葉県香取郡東庄町新宿 2 2 7 6 利根川河口堰管理所
3. 業務期間
契約締結の翌日 から 6 0 日間

第3節 履行設備

1. 既設部品
 - 1) 多目的トイレ 立水栓 TOT0 TL571A 開閉バルブ TH5B0094
継手 TN49
 - 2) 男子トイレ 立水栓 TOT0 TL19AP 自閉バルブ TH698-1R
 - 3) 女子トイレ 立水栓 TOT0 TL19AP 自閉バルブ TH698-1R
2. 数量
別紙、数量総括表のとおり。

第4節 撤去

既設部品の処分費用については、見積に含むものとする。また、既設部品の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。

第5節 提出書類

受注者は、作業終了後、次に定めるものを提出すること。

- ・写真（作業前、作業後） 1 部
- ・作業報告書 1 式

第6節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、担当者等とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

第7節 疑義等

仕様書等に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議しなければならない。